

2023年3月9日

横浜地方裁判所長

足立 哲 殿

神奈川県弁護士会

会長 高岡俊之

勸告書

当会は、申立人 A 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講じる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、横浜地方裁判所に対し、以下のとおり勸告をいたします。

勸告の趣旨

2021年1月7日、小田原簡易裁判所における申立人の勾留質問手続において、担当書記官が申立人に対し、「いい気になっているんじゃないよ」、「返り討ちにしてやる」等と数回発言したことは、申立人の適正な手続的処遇を受ける権利及び個人の尊厳を侵害したものである。

したがって、横浜地方裁判所に対し、今後は同裁判所管内の裁判所における勾留質問を含む刑事手続において、被疑者・被告人に対し、その適正な手続的処遇を受ける権利及び個人の尊厳を侵害するような不適切な発言が行なわれることのないよう勸告する。

勸告の理由

別紙調査報告書のとおり。

2020年（救）第31号事件 人権救済申立

申立人 A

調査報告書

2023年2月17日

神奈川県弁護士会

会長 高岡俊之 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 櫻井みぎわ

申立人 A 氏の人権救済申立事件（2020年（救）第31号）につき、当委員会が調査した結果を報告します。

第1 処遇意見

2021年1月7日、小田原簡易裁判所における申立人の勾留質問手続において、担当書記官が申立人に対し、「いい気になっているんじゃないよ」、「返り討ちにしておやる」等と数回発言したことは、申立人の適正な手続的処遇を受ける権利及び個人の尊厳を侵害したものである。

したがって、横浜地方裁判所に対し、今後は同裁判所管内の裁判所における勾留質問を含む刑事手続において、被疑者・被告人に対し、その適正な手続的処遇を受ける権利及び個人の尊厳を侵害するような不適切な発言が行なわれることのないよう、勧告するのが相当である。

第2 理由

1 申立の趣旨

申立人は、2021年1月7日、裁判所での勾留質問のときに、裁判官から黙秘権があると言われたので、「何も言いたくないし、聞きたくない」と言ったところ、裁判所書記官から、「いきがんじゃねーよ」と言われ、申立人も「お前ら、ぶっ殺してやるからな」と言うと、裁判所書記官から「返り討ちにしてやるからな、覚えてろよ」等と暴言を吐かれたとして、人権救済を申し立てた。

2 認定した事実

- (1) 申立人は外国籍の女性である。申立人の勾留罪名は器物損壊である。
- (2) 2021年1月7日、小田原簡易裁判所において、申立人を被疑者とする勾留質問手続が行われた。
- (3) 勾留質問手続において、担当裁判官は、申立人に対し、人定質問を行ったが、申立人は何も回答したくないという趣旨の回答をしたため、写真で被疑者であることを確認した。

担当裁判官が、申立人に黙秘権及び弁護人選任権の告知を開始したところ、申立人は、「話したくないって言っているんだろ」と大声を出した。担当裁判官が被疑事実を読み上げようとしたところ、申立人は「お前の顔を見たくない」と言って勾留質問室の机上有るペンを自分の足下に叩きつけた。

- (4) 担当書記官は、申立人の足下にあったペンを拾おうと考えて、申立人に近寄り「そんなに長い時間かかるものではないから聞いていて下さい」と伝えたところ、申立人は「話したくないって言っているん

だろ」と大声で答えた。

- (5) 担当書記官が、申立人に対し、「いい気になっているんじゃないよ」と言ったところ、申立人は、「お前、殺しに行くからな」と発言し、担当書記官は、「返り討ちにしてやる」と回答した。それに対して、申立人は「絶対に殺しに行く」という発言をして、数回同様のやりとりが繰り返された。
- (6) 担当裁判官が、担当書記官の発言を制止したという事実は認められない。
- (7) 担当書記官は、横浜地方裁判所に所属する裁判所書記官である。

3 当委員会の判断

(1) 本件で問題となる人権について

担当書記官の発言が、黙秘権の告知に端を発したやりとりにおいてなされているので、憲法38条1項により保障される黙秘権の侵害の有無が問題となる。また、勾留質問手続は、刑事手続の一環としてなされており、憲法31条により保障される申立人の適正な手続的処遇を受ける権利を侵害したかも問題となる。さらに、憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」として個人の尊重を定めていることからすれば、担当書記官の発言が申立人の個人の尊厳を侵害したものであるかも問題となる。

(2) 人権侵害性の判断

ア 黙秘権について

(ア) 問題点

憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と規定しているところ、その趣旨は、「自己が刑事上の責任を問われる虞がある事項について供述を強要されない」というところ

ろにある。

この点、担当裁判官が、黙秘権及び弁護人選任権の告知を開始したところ、申立人が、「話したくないって言っているんだろ」と大声で述べていること、その後も、担当裁判官が被疑事実を読み上げようとしたところ、申立人がペンを叩きつけるなどしたので、担当書記官が「そんなに長い時間がかかるものではないから聞いてください」と述べ、それに対し、申立人が、「話したくないって言っているんだろ」と大声で発言し、それに対して、担当書記官が、「いい気になっているんじゃないよ」と言ったことなどからすれば、担当書記官は、黙秘権を行使している申立人に対し、供述を強く要求し、黙秘権を侵害したのではないかが問題となる。

(イ) 黙秘権の侵害についての判断

本件において担当書記官は、「いい気になっているんじゃないよ」との発言に先立ち、「そんなに長い時間がかかるものではないから聞いてください」と述べており、さらにその直前には担当裁判官が被疑事実の読み上げをしようとしていたところであった。そうだとすれば、担当書記官は、申立人に対し、不利益となる供述を要求したわけではなく、単に、勾留質問手続きを続けようとしたものと考えられる。

したがって、担当書記官の発言は、適切ではないものの、申立人に対し不利益な供述を強要しているものではないので、申立人の黙秘権を侵害したとまでは認められない。

もっとも、かかる担当書記官の発言は、黙秘権の告知に続いたのやりとりの中でのものであり、黙秘権の保障は、被疑者・被告人にとってもっとも重要な権利の一つであること、また、発言が、被疑者・被告人の人権保障に最大限配慮すべき裁判所の職員から

なされていること、勾留質問の場における発言であることなどからしても、黙秘権の保障に対する懸念すら抱かせるものであることを付言しておく。

イ 適正な手続的処遇を受ける権利について

(ア) 問題点

黙秘権の侵害とまでは言えないとしても、本件は、刑事手続の一環である勾留質問手続中に発生した事案であり、被疑者・被告人が適正な手続的処遇を受ける権利は、人身の自由の保障にもかかわる最も重要な人権の一つであって、憲法31条以下でも手厚く保障されていることから、本件の担当書記官の発言が、適正な手続的処遇を受ける権利（憲法31条）を侵害するものでないかが問題となる。

(イ) 適正な手続的処遇を受ける権利の侵害についての判断

(a) 刑事手続上、勾留質問は、逮捕され勾留請求された被疑者が、裁判官の面前に引致され、裁判官に初めて直接被疑事実に対する弁解・陳述をする機会が与えられる制度である。そして、被疑事件の告知と被疑者の弁解・陳述の聴取の手続は、身体拘束処分の継続という権利制限を受ける被疑者に対し、適正な手続保障を行うためのものである。そのため、勾留質問手続においては、被疑事件の告知と被疑者の弁解・陳述の聴取にあたり、手続の適正が強く要求される。また、刑事手続において、人権を制限する強制処分は全て裁判所の令状によってなされることからしても、裁判所は、公平公正な立場から、被疑者・被告人の手続保障を確保し、もって個人の尊厳を保障する役割と責任を強く負う立場にある。

このことを前提に権利侵害の有無について検討する。

- (b) 担当書記官の「いい気になっているんじゃないよ」との発言は申立人のペンを叩きつける行為に続いてなされており、「返り討ちにしてやる」との発言は、申立人の「お前、殺しに行くからな」との発言に続いてなされているところ、被疑者・被告人が本件のような粗暴で攻撃的な言動をすることは、まああることである。裁判所の職員としては、そのようなことも十分に想定し、それに対して、たしなめたり、宥めたりすることや勾留質問手続の意義を説明したりすることなど適切な対応をすることは当然その責務というべきである。にもかかわらず、「いい気になっているんじゃないよ」とか「返り討ちにしてやる」などと発言することは、被疑者・被告人の権利を保障すべき裁判所の職員という立場にある者として、不適切極まりないと言わなければならない。

また、かかる発言は単に不適切というばかりではなく、被疑者・被告人に対し、適正かつ公平に進められるべき裁判所の刑事手続において、真に適正かつ公平に取り扱われるかについて不安や懸念すら抱かせるものである。とりわけ「返り討ちにしてやる」との発言は、裁判所の刑事手続において、仕返しとして不利益に扱われるのではないかという心配さえ抱かせるものと言わなければならない。

したがって、かかる発言は申立人の適正な手続的処遇を受ける権利を侵害したものと認められる。

なお、横浜地方裁判所は、担当書記官は、申立人が「お前、殺しに行くからな」と発言したことから、申立人が本

当に家に来て危害を及ぼしかねないと考えて、それを食い止めようとして「返り討ちにしてみよう」と発言したと説明する。しかし、担当書記官の氏名、住所すら把握していない申立人がそのような行動をする具体的な危険性はなく、不合理な弁明と言わざるを得ない。

なお、担当裁判官がかかる担当書記官の発言を制止しなかったことについても被疑者・被告人の人権保障に最大限配慮すべき裁判所の対応として遺憾であるのでここに付言する。

- (c) 以上より、担当書記官の発言は、申立人の適正な手続的処遇を受ける権利を侵害したものである。

ウ 個人の尊厳について

(ア) 問題点

個人は、憲法13条によりその尊厳が保障されるのであり、罪を犯した者であっても、その尊厳が損なわれないように敬意をもって扱われなければならない、これは刑事手続においても同様である。

(イ) 個人の尊厳の侵害についての判断

- (a) 本件では、確かに、申立人の「お前、殺しに行くからな」等の発言は、相手を威嚇するものであり、担当裁判官、担当書記官との関係において、不穏当かつ不適切な発言と言わざるを得ない。

しかし、その一方で、担当書記官が「いい気になっているんじゃないよ」との発言をすることは、勾留の要件の充足性の判断のうえで必要性、許容性が認められないばかりか、明らかに威嚇的かつ不適切な発言である。

また、担当書記官の「返り討ちにしてやる」との発言も、勾留の要件の充足性の判断のうえで必要性、許容性が認められないばかりか、明らかに挑発的かつ不適切な発言であり、しかもその発言は数回繰り返されている。

被疑者・被告人は、公平かつ公正な裁判所において手続保障を受ける権利が保障されているところ、申立人は、当の裁判所において、それも適正な手続きが保障されるべき勾留質問の場において、威嚇的、挑発的な発言を繰り返されたのであり、これは、個人として尊重される権利を侵害されたというべきであり、個人の尊厳を傷つけたものと認められる。

なお、本件申立人は外国籍の女性であるところ、一般にかかる属性の人たちは差別や偏見を受けやすい立場にあり、裁判所においても、かかる属性の人たちが尊厳を傷つけられることのないよう特に十分な配慮が必要であることを付言しておく。

また、申立人が「お前、殺しに行くからな」と発言したことから、担当書記官は、申立人が本当に家に来て危害を及ぼしかねないと考え、それを食いとめようとして「返り討ちにしてやる」と発言したという横浜地方裁判所の説明は、およそ不合理な弁明と言わざるを得ないことは既に述べたとおりである。

(b) 以上より、担当書記官の発言は、申立人の個人の尊厳を侵害したものである。

4 結論および本件措置を出すにあたって

以上より、担当書記官の勾留質問手続における発言は、申立人の適

正な手続的処遇を受ける権利及び個人の尊厳を侵害したものである。

そして、担当書記官の「返り討ちにしてやる」との発言は特に挑発的で悪質であり、勾留の裁判という権力作用を行う司法機関の職員として明らかに適切さを欠くとともに、最も重要な人権の一つである適正な手続的処遇を受ける権利を侵害するものであること、その発言が数回繰り返されていること等から、申立人の側がペンを叩きつけたり、「お前、殺しに行くからな」との発言を行なったことをきっかけになされた発言であることを踏まえても、勧告が相当であると判断した。

なお本件発言を行ったのは担当書記官であるが、担当書記官の任免の責任は横浜地方裁判所にあること（裁判所法64条、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則4条）、当該発言は職務の遂行の一貫として行われていることから、横浜地方裁判所に対して措置を行なうものとした。

また、報道によれば、横浜地方裁判所は、当該書記官が、「いい気になるんじゃないよ」「返り討ちにしてやる」などの暴言を吐いたとして、2023年2月2日、10パーセントの減給1か月の懲戒処分を行ったとのことであるが、懲戒処分は、公務員としての服務規程違反などに基づくものであって、人権侵害性について判断するものではないので、別途人権侵害性の有無の観点から判断を行い、本報告書の結論に至ったものである。

なお、最高裁判所は、横浜地方裁判所を通じ、弁護士会からの照会に回答するにあたり、今回はこのように回答したが、毎回同じように回答できるとは限らないと弁護士会に伝えるように申し向けている。しかし、弁護士会が、人権侵害の有無について判断することは、人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命に基づく社会的意義のある活動であり、被害を訴えることが難しい人たちにとって救済を求

めることのできる貴重な機会となっている。そして、裁判所においても、「その調査、勧告などの活動は、確かに直接法的な根拠を有せず、従って、人権侵害者に対する法的な強制力もないが、日弁連ないし人権擁護委員会の高い知名度、勧告に至るまでの公正かつ厳重な手続、その活動に寄せる国民の信頼・期待並びに従前の実績によって、強力に支えられており、事実上のものながら強い強制力を有するに至っていることは、公知の事実である」と評価しているところである（東京地裁平成元年5月31日判決、判時1320号43頁）。したがって、裁判所に対しては、今後も、真摯かつ誠実に人権救済申立事件の調査に協力するよう求めたい。

以 上